## 国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

改 正 前 改 正 後 (前 略) (予算責任者等が契約できる範囲) (予算責任者等が契約できる範囲) 第2条の2 会計規程第7条第3項の規定に 第2条の2 会計規程第7条第3項の規定に より予算責任者及び予算責任者から予算の より予算責任者及び予算責任者から予算の 配分を受けた者(以下「予算責任者等」と 配分を受けた者(以下「予算責任者等」と いう。)が契約できる少額な契約は、1品 いう。)が契約できる少額な契約は、1品 50万円未満で総額500万円未満となる 50万円未満で総額500万円未満となる 物品購入契約、1件50万円未満の請負契 物品購入契約とする。 約(工事を除く。)及び総額50万円未満 の賃貸借契約とする。 2 予算責任者等は、本規則及び大学が定め 2 (同 左) る関係規定を遵守するものとする。 (中略) (検査担当者の一般的職務) (検査担当者の一般的職務) 第49条 経理責任者は、会計規程第45条 第49条 (同 左) 第2項の規定による検査を行う者(以下 「検査担当者」という。)を命ずるものとす る。ただし、教員に命ずる場合は部局長が 行うこととする。 物品購入契約及び1件50万円未満の請 <u>負契約については、契約を</u>依頼した予算責 任者及び予算責任者から予算の配分を受け た者を検査担当者とすることができる。な この場合は検査担当者の発令があった ものと見なす。 3 予算責任者等が契約したものについては、 2 予算責任者等が契約したものについては、 当該予算責任者等を検査担当者とする。な 当該予算責任者等を検査担当者とすること <u>ができる</u>。なお、この場合は検査担当者の お、この場合は検査担当者の発令があった 発令があったものと見なす。 ものと見なす。 3 予算責任者等から経理責任者へ契約を依 頼したもの(工事を除く。)については、 当該予算責任者等を検査担当者とすること ができる。なお、この場合は検査担当者の 発令があったものと見なす。 検査担当者は、請負契約についての給付 (同 左) の完了の確認につき、契約書、仕様書、設 計書その他の関係書類に基づき、かつ、必 要に応じ当該契約に係る監督職員の立会い を求め、当該給付の内容について検査を行 わなければならない。 5 検査担当者は請負契約以外の契約につい 5 (同 左)

ての給付の完了の確認につき、契約書その 他の関係書類に基づき、当該給付の内容及 び数量について検査を行わなければならな

11,

- 6 前2項の場合において必要があるときは、 破壊若しくは分解又は試験して検査を行う ものとする。
- 7 検査担当者は前3項の検査を行った結果、 その給付が当該契約の内容に適合しないも のであるときは、その旨及びその措置につ いての意見を経理責任者に報告するものと する。

(検収センター)

- 第49条の2 京都大学事務組織規程(平成 16年達示第60号)第33条に定める検 収センターにセンター長及び検収担当者を 置き、会計規程第45条第2項に定める検 査の一部として、物品購入における納品事 実の確認(以下「検収」という。)を行う ものとする。
- 2 検収センターにおいて取扱う範囲は、全ての物品購入契約とする。
- 3 検収センター長は、当該予算部局の経理 責任者をもって充てる。

(検収担当者)

- 第49条の3 部局長は、検収担当者を、当 該部局の教職員から任命する。
- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて 他の部局の教職員を検収担当者に任命する 場合は、当該他の部局長の了解を得て行う ものとする。また、他大学の教職員等を検 収担当者に任命する場合も同様とする。
- 3 第1項の規定により発令した検収担当者 のうち、教員等に発令した検収担当者が検 収できる範囲は、1品50万円未満で総額 500万円未満の物品の購入で、かつ、随 意契約し、契約書の作成を省略した契約と する。それ以外の契約については、事務部 の検収担当者が検収するものとする。
- 4 検収担当者は検査担当者を兼ねることができない。

(後略)

- 6 (同 左)
- 7 (同 左)

(検収センター)

- 第49条の2 京都大学事務組織規程(平成 16年達示第60号)第33条に定める検 収センターにセンター長及び検収担当者を 置き、会計規程第45条第2項に定める検 査の一部として、物品購入における納品事 実の確認、請負における請負完了事実の確 認及び賃貸借における賃貸借完了事実の確 認(以下「検収」という。)を行うものと する。
- 2 検収センターにおいて取扱う範囲は、全 ての物品購入契約、請負契約(工事を除く。 ) 及び賃貸借契約とする。
- 3 (同 左)

(検収担当者)

- 第49条の3 (同 左)
- 2 (同 左)
- 3 第1項の規定により発令した検収担当者 のうち、教員等に発令した検収担当者が検 収できる範囲は、第2条の2第1項に規定 する予算責任者等が契約できる少額な契約 とする。その他の契約については、事務部 の検収担当者が検収するものとする。
- 4 (同 左)

附 則 この規則は、平成19年9月1日から施行す る。